

## 第60回おたる潮まつり出店要項（一般公募区画用）

### 1 出店資格

出店申込ができる者は、次の条件を全て満たす者とする。

申込内容に疑義があるときは、挙証資料の提出を求める場合がある。

- ①当要項及び実行委員会の指示に従うことを約束できること。
- ②小樽市内に実店舗を有し、半年以上営業実績のある個人事業主ならびに法人。
- ③申込者（申込者が法人の場合はその代表者）及び出店責任者が、「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関係がないこと。

### 2 出店資格の審査

申込のあった出店希望者については、実行委員会及び小樽警察署において申込内容の審査を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに出品資格を停止する。

### 3 出店条件

出店するための条件は下記のとおりとする。なお、これらに従わない場合は出品資格を停止し、準備期間中を含め、当日の営業中であっても直ちに撤去させる。また、このことで出店者に損害が生じても実行委員会としては一切責任を負わない。

- ①出店時間及び閉店時間、搬入・搬出の日時を厳守すること。
- ②実行委員会が指定した出店区画以外での営業行為を行わないこと。
- ③「又貸し」、「切り売り」、「交換」等により、出店決定区画に、申込者以外の者が出店しないこと。
- ④出店料は、実行委員会が指定した期日までに確実に納入すること。
- ⑤出店に必要な資材（テント・テーブル・いす等）は各自で用意すること。
- ⑥発電機の使用は禁止するので、出店者において任意の電気工事業者に電気工事を依頼すること。  
なお、電気工事に関する問合せ、苦情等については、実行委員会では一切受け付けない。
- ⑦火気を扱う店舗は必ず店舗内に消火器（未使用かつ使用期限内のもの）を配置すること。
- ⑧販売品目について、「綿あめ」、「お面」、「くじ」、「玩具」、「金魚すくい」及びこれらに類似した品目の販売は認めない。
- ⑨酒類の販売に当たっては年齢確認を行い、20歳未満の者には絶対に販売しないこと。
- ⑩自店舗内及び自店舗周囲の清掃及び残り物（特に廃油）の処理を確実に行うこと。
- ⑪閉店後は、毎日必ずガスの元栓及び調理器具のコックを閉じ、全ての火気の点検を行うこと。
- ⑫各店舗における商品等の盗難、破損、及び出品資格の停止、悪天候等による出店中止等による損害賠償等について実行委員会は一切の責任を負わない。また、出店者において来店者への事故等に対応する損害賠償保険に加入すること。
- ⑬クラウドファンディング等の資金調達方法による出店は認めない。
- ⑭車両の通行や駐車については、必ず実行委員会の指示に従うこと。
- ⑮出店に関係のない、会場周辺の企業や行政機関などの敷地に立ち入らないこと。